

臨時株主総会 招集ご通知

**開催
日時**

2025年4月21日（月曜日）

午前10時

※受付開始は、午前9時30分を予定しております。

**開催
場所**

東京都港区浜松町二丁目2番12号

JEI浜松町ビル7F

**決議
事項**

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役（監査等委員を除く。）
2名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選
任の件

第4号議案 取締役（監査等委員を除く。）
の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬
額設定の件

第6号議案 会計監査人選任の件

目次	臨時株主総会招集ご通知……	1
	株主総会参考書類……	6



証券コード 3976
2025年4月3日

株主各位

東京都港区浜松町二丁目2番12号
株式会社 シャノン
代表取締役 永島 毅一郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.shanon.co.jp/ir/library/meeting/index.html>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主総会関連資料」よりご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シャノン」又は「コード」に当社証券コード「3976」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年4月18日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年4月21日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目2番12号 JEI浜松町ビル7F
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の臨時株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員を除く。）2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

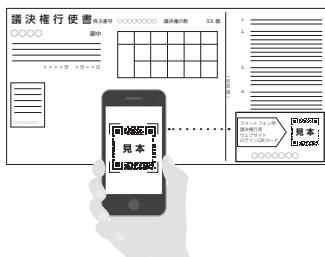
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

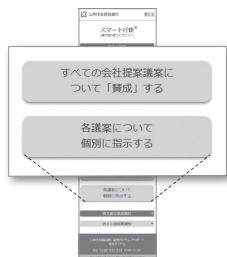
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

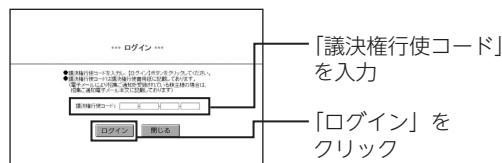
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役会における議決権を有する監査等委員を取締役の構成員とし、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るために監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、親会社である株式会社イノベーションの決算期を踏まえて、グループ全体での会計監査業務の効率化を図るため決算期（事業年度の末日）を毎年1月1日～12月31日に変更することといたしました。なお、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、第25期事業年度は、2024年11月1日から2025年12月31日までの14か月間となります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(新設)	<u>(機関)</u> 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人
第4条～第10条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表取締役</u>が議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長</u> 1名を選定し、必要に応じて取締役会長 1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の中から<u>代表取締役</u> 1名を選定し、必要に応じて取締役会長 1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p>
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役のみ数)</u></p> <p>第32条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第37条 <u>監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規則)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役で会った者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。</u> <u>2. 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第31条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第42条</u> 当社は会計監査人を置く。</p>	(削除)
<p><u>第43条～第44条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第35条～第36条</u> (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第45条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>(事業年度)</p> <p><u>第46条</u> 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第38条</u> 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当) <u>第47条</u> 当社は、株主総会の決議によつて、毎年<u>10月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行う。</p>	<p>(期末配当) <u>第39条</u> 当社は、株主総会の決議によつて、毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行う。</p>
<p>(中間配当) <u>第48条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当) <u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p>
<p><u>第49条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第41条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p>
	<p><u>第1条</u> 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。 2. 当社は、2025年4月21日開催の臨時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお2025年4月21日開催の臨時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 第21条（取締役の任期）の規定にかかわらず、2025年4月21日開催の臨時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>
(新設)	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u></p> <p>第3条 第38条（事業年度）の規定にかかわらず、2024年11月1日から始まる第25期事業年度は、2025年12月31日までの14か月間とする。なお、本附則は、第25期事業年度に関する定時株主総会の終結後、これを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員を除く。）2名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、取締役全員（3名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	備考
1	やまざき 山崎	ひろふみ 浩史	新任
2	おおえ 大江	しょう 翔	新任

新任 新任取締役候補者

1. やまざき 山崎 ひろふみ 浩史

新任

(1965年10月10日生)

所有する当社の株式数

一株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1990年 4月 株式会社クラレ入社
2000年 7月 トランス・コスモス株式会社入社
2004年 4月 同社 管理本部長
2005年 4月 株式会社ザッパラス入社
2005年 7月 同社 取締役管理本部長
2008年 5月 同社 専務取締役
2010年 7月 同社 常勤監査役
2013年 5月 株式会社バロックジャパンリミテッド入社
2015年 5月 同社 取締役常務執行役員
2017年 5月 同社 専務取締役最高戦略責任者
2018年 6月 株式会社イノベーション入社 取締役CFO
2023年10月 同社 取締役会長CFO (現任)

【取締役候補者とした理由】

山崎浩史氏は長年にわたる豊富な経営経験を有し、業績向上、組織再編等を達成しました。当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与することが期待されます。その経験を活かし、当社の取締役として選任を提案します。

2. おおえ 大江 しょう 翔

新任

(1985年10月2日生)

所有する当社の株式数

一株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

2008年 4月 パシフィックマネジメント株式会社入社

2010年 3月 ADインベストメント・マネジメント株式会社（現 伊藤忠リート・マネジメント株式会社）入社

2019年 4月 株式会社ALBERT（現 アクセンチュア株式会社）入社

2023年 6月 アクセンチュア株式会社入社

2024年 1月 株式会社ウィズ・パートナーズ入社

2025年 2月 当社入社 経営企画室長（現任）

【取締役候補者とした理由】

大江翔氏は主に経営企画、財務、IR等の経営全般について豊富な知見と実務経験を有しており、当社の持続的な成長と企業価値向上に寄与することが期待されます。その経験を活かし、当社の取締役として選任を提案します。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	備考
1	<small>まつばら</small> 松原	<small>よしたか</small> 由高	新任 社外 独立
2	<small>おかだ</small> 岡田	<small>ひであき</small> 英明	新任 社外 独立
3	<small>ささおか</small> 笹岡	<small>ひろし</small> 大志	新任

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員候補者

1. 松原 由高

新任

(1951年5月30日生)

所有する当社の株式数

一株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1974年 4月 日本電気株式会社入社
1984年 7月 Unger mann-Bass, Inc. (米国) (アンガマン・バス株式会社) 入社
1987年 3月 アライドテレシス株式会社設立 代表取締役社長
1994年 4月 同社 会長
1994年 4月 ランセプト株式会社設立 代表取締役
2002年 1月 アビックス株式会社 取締役
2010年11月 株式会社インターコム入社 執行役員
2012年 6月 同社 取締役
2014年 6月 同社 代表取締役社長
2024年 3月 株式会社STYLY 常勤監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

松原由高氏は、複数の代表取締役社長を務めた経験があり、経営全般に関する豊富な知見を有しています。その経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場から監督・助言を行っていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任を提案いたします。

2. おかだ 岡田 ひであき 英明

新任

(1964年10月4日生)

所有する当社の株式数

一株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1987年 4月 株式会社リクルート入社
1996年10月 株式会社リクルートビルマネジメント(現 株式会社ザイマックス)入社
2001年 1月 株式会社クエストプロパティーズ 代表取締役社長
2001年 3月 株式会社エリアクエスト 取締役副社長
2001年11月 株式会社エリアクエストリサーチ 代表取締役
2003年10月 株式会社マックスリーシング 代表取締役社長
2011年11月 グリーンパーク株式会社(現 ピットデザイン株式会社) 代表取締役社長
2014年 1月 株式会社レーサム入社
2014年 6月 同社 取締役
2016年 6月 同社 常務取締役
2022年 6月 同社 取締役常勤監査等委員
2025年 3月 ピットデザイン株式会社 代表取締役社長 (現任)

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

岡田英明氏は、複数企業の取締役を務めた経験から経営全般に関する豊富な知見を有しています。その経験を活かし、当社の経営に対して独立した立場から監督・助言を行っていただけると期待し、監査等委員である社外取締役として選任を提案いたします。

3. 笹岡 大志

新任

(1982年2月8日生)

所有する当社の株式数

一株

【略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

2006年11月 株式会社ランドスター入社
 2008年 7月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社
 2009年 7月 株式会社日立コンサルティング入社
 2012年 5月 パーク24株式会社入社
 2015年11月 株式会社すかいらく入社
 2016年 2月 株式会社NTTファシリティーズ入社
 2018年 2月 株式会社DMM.com証券入社
 2024年 2月 株式会社イノベーション入社
 2024年 7月 同社 執行役員 コーポレートデザインユニット ユニット長（現任）

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

笹岡大志氏は主に経理、財務について豊富な知見と実務経験を有しており、当社のガバナンス体制強化に寄与することを期待し、監査等委員である取締役として選任を提案いたします。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 松原由高氏及び岡田英明氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 笹岡大志氏の、当社の親会社の子会社における現在または過去10年間の業務執行者としての地位および担当は以下のとおりであります。

氏名	会社名	地位及び担当
笹岡 大志	株式会社Innovation X Solutions	取締役
	株式会社Innovation & Co.	取締役
	株式会社Innovation M&A Partners	取締役

4. 松原由高氏及び岡田英明氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
5. 松原由高氏及び岡田英明氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の請求を受けることによって生じ得る損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬総額は、2015年1月28日開催の第14期定時株主総会において年額150,000千円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行することから、現行の取締役の報酬枠を廃止するとともに、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額150,000千円以内とすること、及び各取締役に對する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。当社は、2024年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その内容は当社が2025年1月31日に提出している第24期有価証券報告書に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、従来どおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は2名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額30,000千円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、第25期事業年度が14か月となり、定款一部変更の効力発生に伴って会計監査人の任期が満了することとなりますので、引き続きPwC Japan有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案が承認可決された場合、PwC Japan有限責任監査法人の任期は2026年3月に開催を予定しております定時株主総会終結の時までとなります。

監査役会がPwC Japan有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、独立性及び必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲及び監査スケジュール等具体的な監査計画並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、監査実績等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

(2024年6月30日現在)

名 称	PwC Japan有限責任監査法人	
事 務 所	主たる事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング その他の事務所 名古屋、京都、大阪、福岡	
沿 革	2006年6月	あらた監査法人設立
	2015年7月	「PwCあらた監査法人」に法人名称変更
	2016年7月	有限責任監査法人へ移行し、「PwCあらた有限責任監査法人」に名称変更
	2023年12月	PwCあらた有限責任監査法人とPwC京都監査法人が合併し、「PwC Japan有限責任監査法人」に名称変更
概 要	資本金	1,000百万円
	構成人員	
	パートナー（社員）	245名
	監査・クライアントサービス従事職員	3,212名
	（うち、公認会計士 1,249名、会計士補・全科目合格者 643名）	
	その他職員	128名
	合計	3,585名

以上

臨時株主総会会場ご案内図

場所 東京都港区浜松町二丁目2番12号 JEI浜松町ビル7F



[交通のご案内]

- JR (山手線・京浜東北線) / 東京モノレール 浜松町 南口より徒歩2分
- 地下鉄 (都営浅草線・都営大江戸線) 大門駅 A1出口より徒歩3分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。